


第1章

計画策定にあたって



- 1 地域福祉とは
- 2 計画策定の背景と趣旨
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定方法

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、

ちいき に関わるさまざまな人の力で、**心** だんの **く** らしの **し** あわせを
支え合う取り組みを言います。

「福祉」という言葉を聞くと、ひとり暮らしの高齢者、子育てに悩む人、障がいのある人、経済的な不安を感じながら生活する人等が受けるサービスのことを思い浮かべる人が多いかもしれませんが。

しかし、本来の福祉の意味は、こどもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせる仕組みをみんなでともに作り、育てていくことです。

少子高齢化が急速に進み、核家族化や地域におけるつながりの希薄化、地域活動や地域福祉を担う支え手の不足等により、家族や地域で、支援を必要とする人や家庭を支えることが難しくなっています。

また、悩みや課題を抱えているものの、既存の公的な福祉サービスでは対応できない「制度の狭間」にあるため、SOSが誰にも届かず、支援を必要とする人が地域において孤立、潜在化している状況もあります。

このようなさまざまな問題に対しては、分野や世代、属性を超えた横断的・重層的な支援体制の構築と、住民や社会福祉協議会、ボランティア等の地域のさまざまな活動主体が、行政と連携・協力し、一体となって地域課題の解決に取り組む必要があります。地域や家庭でのつながりや支え合いを通じて、地域でともに支え合い、解決に向けて取り組むための「地域福祉」の仕組みづくりが、今、とても重要となっています。

2 計画策定の背景と趣旨

わが国では近年、少子高齢化・人口減少社会の進行、ライフスタイルの多様化や核家族化を背景に、地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化等により、家庭や地域の支え合いの基盤の弱まりが顕在化しています。また、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届かないケース等、個人・世帯単位で複数の課題が重なり、これまでの分野別の対応では解決することが難しい問題が見られるようになりました。

さらには、コロナ禍によって社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題等が深刻化し、これまで福祉サービスを利用したことがない方々の課題も顕在化しています。あらゆる世代の人々が、さまざまな困難に直面し、孤独・孤立に陥りやすい状況にある中、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要となってきています。

このような社会状況にある中、国では「地域共生社会」の実現に向けた検討が進められてきました。平成29年の社会福祉法の改正では、地域福祉推進の理念を明確化するとともに、この理念の実現のため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、あわせて、地域福祉計画の策定が努力義務化されました。さらに令和2年の社会福祉法の改正により、市町村における包括的な支援体制づくりのための一手法として、新たに重層的支援体制整備事業が創設されました。

本市においては、上記のような国の動向を踏まえ、令和3年5月に「第4期交野市地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、福祉サービス基盤の整備・充実や、地域住民、事業者、関係団体等の主体的な福祉活動への取り組み支援等の施策を進めてきました。

また、社会福祉協議会においては、第4期地域福祉計画策定時の協働作業を通じ、地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画として、令和4年3月に「第4期交野市地域福祉活動計画」を策定し、連携して地域福祉の推進を図ってきました。

本計画は、これら2つの計画期間がともに令和7年度で終了することから、「第5期交野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を市と社会福祉協議会の一体的な計画とし、さらに関連する「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」、「自殺対策計画」についても包含した計画として策定することで、複雑化・複合化する地域課題に対して分野や世代、属性を超えた包括的な支援体制を構築していくことをめざす計画とします。

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

なお、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱等の趣旨を踏まえて策定する「市町村自殺対策計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

(2) 地域福祉活動計画との一体的策定

地域福祉計画は、地域の支え合い・助け合いによる地域福祉を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし、顔の見える関係づくりやともに生きる社会づくりをめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員・児童委員、校区福祉委員、ボランティア団体、NPO、福祉事業者等の民間団体等による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

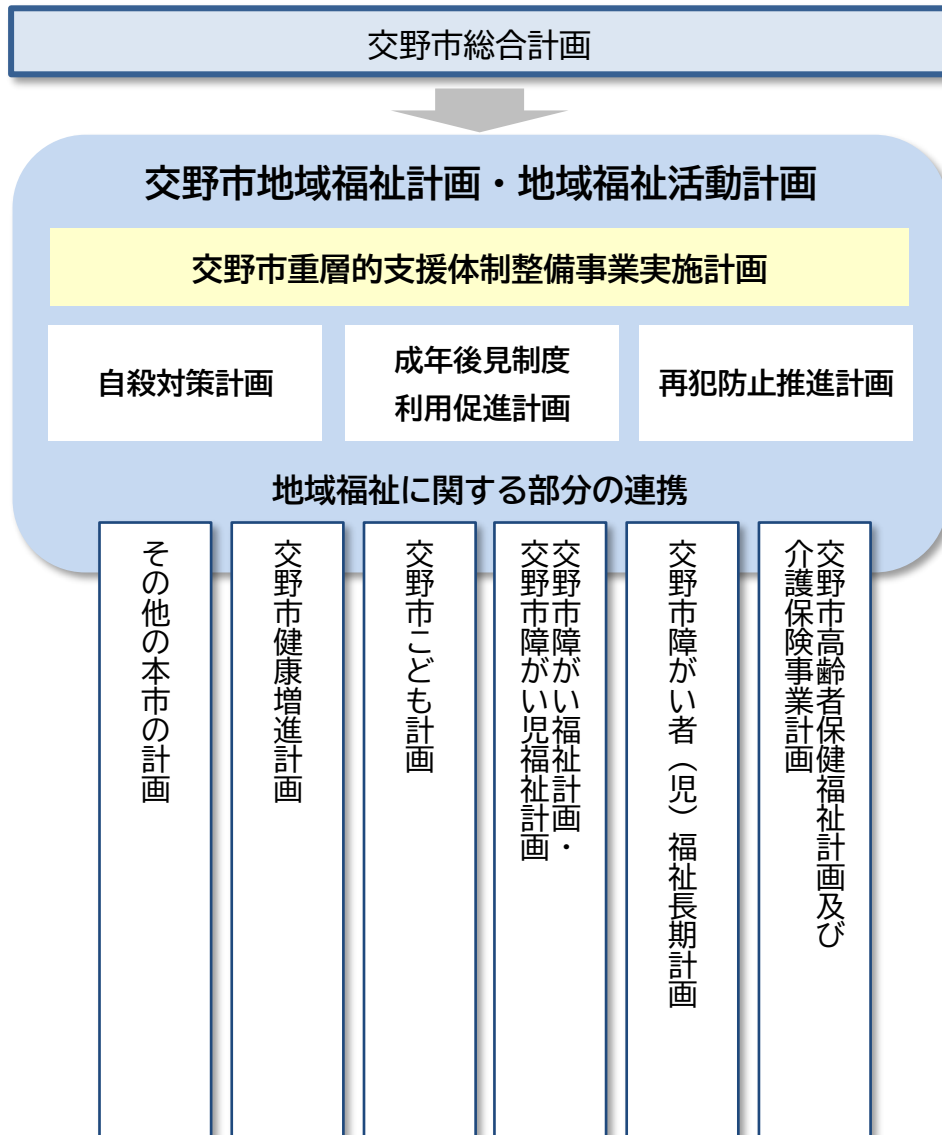
地域福祉の基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための地域住民の活動・行動のあり方の指標となる「地域福祉活動計画」は、いずれも交野市の地域福祉の推進という共通の目的を持っています。本計画ではこれらを一体的に策定することで、無駄なく効率的に社会資源を配分できることや、市が行う「行政的アプローチ(計画・予算・制度)」と、社会福祉協議会の「住民的アプローチ(参加・支援・ネットワーク)」が連続性を持ち、地域住民や多様な団体と、市・社会福祉協議会が同じ目標を共有しながら協働してまちづくりに取り組みます。

さらに、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」、「自殺対策計画」についても包含した計画とすることで、地域の多様な主体が協働して、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、地域共生社会の実現をめざします。

(3)市の他の計画との関係

本計画は、交野市総合計画を上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくり等、あらゆる分野において地域福祉に関する部分との連携や調整を横断的に図りながら、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進するうえでの共通理念を示すものです。

また、本計画は、交野市を含む広域的な計画である「大阪府地域福祉支援計画」との整合性を図りながら地域福祉を推進していきます。



4 計画の期間

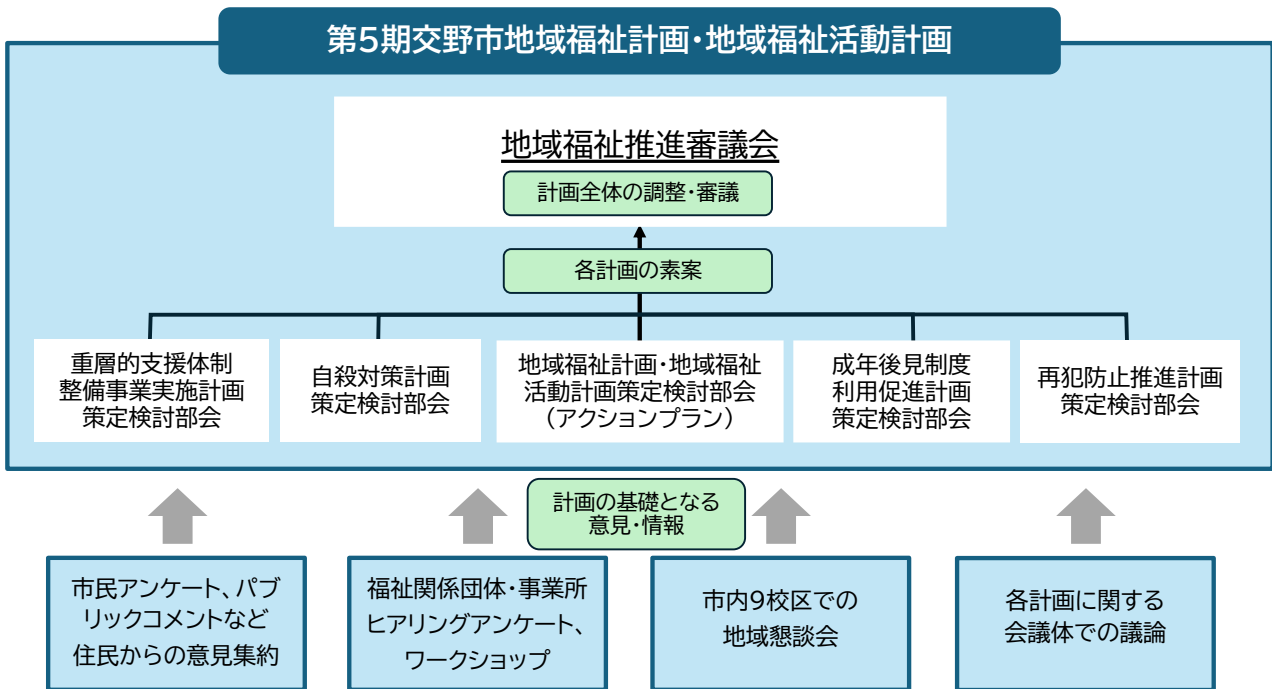
本計画の計画期間は、令和8年度を初年度として令和12年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正等、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
交野市総合計画	第5次(令和5~16年度)						
交野市地域福祉計画 (自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画を包含)	第4期(令和3~7年)		第5期交野市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画 (令和8~12年度)				
交野市地域福祉活動計画	第4期(令和4~7年度)						
交野市重層的支援体制整備事業実施計画	第1期(令和5~7年度)						
交野市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第9期(令和6~8年度)						
交野市障がい者(児)福祉長期計画	第4次(令和3~8年度)						
交野市障がい福祉計画 ・交野市障がい児福祉計画	第7期(令和6~8年度)						
交野市子ども計画 (旧)交野市子ども・子育て支援事業計画)			第1期(令和7~11年度)				
交野市健康増進計画 (旧)交野市健康増進・食育推進計画)			第3期(令和7~18年度)				

5 計画の策定方法

本計画は、交野市における地域福祉の現状を把握するためのアンケート調査や地域懇談会等を実施するとともに、計画の策定にあたっては、地域福祉推進審議会での検討・審議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。



(1) 交野市地域福祉推進審議会における審議

学識経験者、関係団体の代表者等で組織する「交野市地域福祉推進審議会」を開催し、計画についての検討・審議を行い、その結果を計画の策定に反映させました。また、包含している関連計画に関するこれまでの評価や今後の取り組みについては、審議会に以下の5つの部会を設け、具体的な検討・協議を行いました。

- ・ 重層的支援体制整備事業実施計画策定検討部会
- ・ 自殺対策計画策定検討部会
- ・ 再犯防止推進計画策定検討部会
- ・ 成年後見制度利用促進計画策定検討部会
- ・ 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定検討部会(アクションプラン)

(2) 市民アンケート調査

交野市民の地域福祉に関する意識やニーズ等を的確に把握し、実態を踏まえた計画とするため、市内にお住まいの18歳以上の2,000人を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3) 福祉関係団体・事業所ヒアリングアンケート、ワークショップ

市内の福祉関係団体・事業所が普段の仕事や活動を通じ、市の現状に対して感じている率直な意見や考えを把握するアンケート調査を実施するとともに、その調査結果を共有し、専門的見地から課題解決に向けた取り組みの提案を受け、本計画における施策を検討する際の視点に活用するため、地域ケースネットワーク会議でワークショップを実施しました。

(4) 地域懇談会

地域福祉の主体である地域住民が、「自分たちの地域をどうしたいか」を話し合い、表明する場として、また、地域内のさまざまな福祉活動者や当事者、施設等が連携するきっかけの場になることを期待して、校区福祉委員会の協力を得て、市内9小学校区において、地域懇談会を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

